

◎佐賀県条例第20号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例）</p> <p>5 当分の間、職員が<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）</u>の患者又は当該感染症の疑いのある患者の救護、当該感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理、当該感染症の患者を療養させるため知事が借り上げた施設の内部における当該患者に対する生活支援その他の作業のうち人事委員会規則で定める作業に従事したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、防疫等作業手当を支給する。</p> <p>6 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例）</p> <p>5 当分の間、職員が<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>であるものに限る。第7項において同じ。）の患者又は当該感染症の疑いのある患者の救護、当該感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理、当該感染症の患者を療養させるため知事が借り上げた施設の内部における当該患者に対する生活支援その他の作業のうち人事委員会規則で定める作業に従事したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、防疫等作業手当を支給する。</p> <p>6 略</p> <p>（<u>特定新型インフルエンザ等に係る防疫等作業手当の特例</u>）</p> <p>7 職員が<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（新型コロナウイルス感染症を除き、人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）</u>か</p>

改正前	改正後
	<p><u>ら県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、防疫等作業手当を支給する。</u></p> <p><u>8 前項の手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき4,000円を超えてはならない。</u></p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。